

# 全国青年税理士連盟規約

## 規約前文

私たちは、国民主権・基本的人権・恒久平和を基盤とした憲法に定められた租税法律主義の理念に則り、納税者の権利擁護をめざす。

また、租税法を中心とした専門諸分野に精通するとともに、科学的にかつ独立、自律の精神に立脚して誠実に業務を遂行し、さらには自らの豊かな人間性を育みながら真に国民の信頼が得られる税理士となるべく、最善の努力をつくす。

この崇高な理念をたえまなく追求することによって、国民のための税理士制度が確立されるものと信じ、ここに全国の税理士の英知と力を集結する。

## (名 称)

第 1 条 本会は全国青年税理士連盟と称する。

## (目 的)

第 2 条 本会は、次の目的達成のために、会員相互の研鑽、親睦並びに交流を行なう。

1. 国民のための税理士制度の確立
2. 国民のための租税制度の改善
3. 会員の業務に有益な税法、会計、経営等に関する研究活動

## (会 員)

第 3 条 本会は、全国の青年税理士の団体（以下単位青税という）の構成員及び個人をもって組織する。

## (入 会)

第 3 条の 2 本会への加入については、入会届を提出し、理事会の承認を必要とする。但し、単位青税の構成員の入会については、単位青税ごとの入会届の提出及び承認で済むものとする。

## (退 会)

第 3 条の 3 本会からの退会については、次のいずれかの事由が生じた場合とする。

1. 退会届が提出され、受理された場合
2. 会員が死亡した場合
3. 第 2 1 条に定める会費を 2 年以上滞納し、理事会において退会の決議がなされた場合

## れた場合

(事務局)

第 4 条 本会に事務局をおく。

(総会の召集)

第 5 条 会長は、毎事業年度終了後 3 月以内に定時総会を召集する。

②会長は、必要があると認めるときは臨時総会を召集することができる。

③会長は、会員の 10 分の 1 以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは、臨時総会を召集しなければならない。

(総会で決定すべき事項)

第 6 条 総会は次の事項を決定する。

1. 事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び収支決算書の承認
2. 事業計画案及び収支予算案の承認
3. 役員を選任
4. 規約・規則の改廃
5. この規約において総会の議決又は承認を要することとされている事項
6. 理事会において必要と認めた事項
7. 総会において緊急を要するとされた事項

(議 長)

第 7 条 総会の議長はその総会において選任する。

(議 決)

第 8 条 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の出席方法)

第 8 条の 2 前条の出席については、総会会場に参集するほか、ウェブ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することが出来る方法をいい、この場合における映像とは、会員の顔が画面上明らかになっていることをいう。）を用いることができる。但し、ウェブ会議システムを用いるか否かについては、理事会において決定することとする。

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 120名以内
4. 会計監事 5名以内

(役員を選任)

第10条 役員は定時総会において選任する。

②役員を選任に関し必要な事項は、規則で定める。

(会長及び副会長)

第11条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

②副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選により会長の職務を行う者を定める。

(理事)

第12条 理事は、理事会の構成員として、会務の執行に参画する。

(会計監事)

第13条 会計監事は、会計を監査し定時総会に報告する。

(役員任期)

第14条 本会の役員任期は、定時総会の終了の時から翌期定時総会の終了のときまでとし再任を妨げない。

(理事会)

第15条 理事会は、会長、副会長、各単位青税の代表及び理事をもって構成する。

②理事会は次の事項を決定する。

1. 総会に提出すべき議案
2. 総会の出席方法(第8条の2)に関する事項
3. 会務の執行に関する事項

③理事会の議事は、第2項2号を除き、出席者の過半数をもって決する。

④第2項2号の議事は、出席者の3分の2以上の多数をもって決する。

(理事会の出席方法)

第15条の2 前条の出席については、理事会会場に参集するほか、ウェブ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する

ことが出来る方法をいい、この場合における映像とは、会員の顔が画面上明らかになっていることをいう。)を用いることができる。

(常務理事会)

第16条 常務理事会は、会長、副会長、部長、各単位青税の代表及び理事の内から会長が指名した者をもって構成する。

②常務理事会は、理事会から委任された事項及び緊急を要する事項を決する。

③前項の議事は、理事会の承認を得なければならない。

④常務理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(常務理事会の出席方法)

第16条の2 前条の出席については、常務理事会会場に参集するほか、ウェブ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することが出来る方法をいい、この場合における映像とは、会員の顔が画面上明らかになっていることをいう。)を用いることができる。

(委任状の禁止)

第17条 本会は委任状による出席を認めない。

(各部の設置)

第18条 本会の会務を執行するために、総務、経理、研究、広報、組織、厚生、国際、及び法対策の各部を設ける。

②各部には、部長1名、副部長若干名及び部員をおく。

③部長は、副会長又は理事のなかから会長が指名する。

(委員会の設置)

第19条 本会は、理事会の決議により委員会を設けることができる。

②委員会には、委員長1名、副委員長若干名及び委員をおく。

③委員長は、副会長又は理事のなかから会長が指名する。

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は、毎年6月1日から

翌年の5月31日までとする。

(会 費)

第21条 本会の会費は年額6,400円とする。但し、中途入会者は、月割計算による。

(規約等の改正)

第22条 本会の規約及び規則の改正については理事会が発議し総会の議を経て行う。

(付 則)

本規約は、昭和61年7月28日より施行する。

(付 則)

本規約は、1997年8月3日より施行する。

(付 則)

本規約は、2003年8月2日より施行する。

(付 則)

本規約は、2006年8月5日より施行する。

(付 則)

本規約は、2009年8月1日より施行する。

(付 則)

本規約は、2011年8月6日より施行する。

(付 則)

本規約は、2021年8月23日より施行する。